

10 高齢者保健福祉事業

横浜市の高齢化率は年々高くなっており、令和5年3月には24.9%となりました。団塊の世代が後期高齢者となる令和7年(2025年)には、65歳以上の高齢者数が97万人、高齢化率は26.0%に達することが見込まれ、長期的視点による高齢者施策が求められています。

活力ある超高齢社会を築くため、高齢者の健康づくり・介護予防や社会参加を支援し、生きがいづくりや健康の増進を図ります。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、介護等の関係機関と連携し、横浜型地域包括ケアを推進しています。

介護保険制度による要介護者支援をすすめるとともに、介護保険制度外の事業として、在宅の要援護高齢者等を対象に必要なサービスを提供しました。また、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等についても引き続き民間施設の建設助成を行うなど整備を促進しました。

健康な高齢者施策としては、高齢者の社会参加や外出を支援するための敬老特別乗車証交付事業などを実施したほか、高齢者の多様なライフスタイルに合わせた就労等の相談窓口である「生きがい就労支援スポット」を運営しました。また、地域における健康維持・増進を図るため、元気づくりステーション事業を行いました。

1 老人クラブ助成事業

老人クラブでは、仲間づくりを通じて、高齢者の生きがいを高め、健康の増進、社会参加促進を図るため、各種スポーツ活動、文化・学習活動、奉仕活動、友愛活動などに取り組んでいます。

市では、高齢者の福祉と生きがいを推進し、その健全な発展を図るため、高齢者の自主組織である老人クラブを育成し助成を行うとともに、老人クラブの実施する事業に対し助成を行っています。

(1) 老人クラブへの助成

助成金額 (令和4年度)	
会員数	月額
30人～39人	3,000円
40人～49人	3,800円
50人～59人	4,600円
60人～69人	4,900円
70人～79人	5,600円
80人～89人	5,800円
90人～99人	6,000円
100人～109人	6,500円
110人以上	7,100円

老人クラブ及び会員数 (令和5年3月末現在)

	鶴見	神奈川	西	中	南	港南	保土ヶ谷	旭	磯子
クラブ数	115	116	38	49	110	74	104	128	57
会員	7,140	6,561	2,153	3,404	6,543	5,707	5,848	8,136	4,251

金沢	港北	緑	青葉	都筑	戸塚	栄	泉	瀬谷	計
70	66	69	72	52	75	53	77	52	1,377
4,928	3,728	4,115	4,464	3,376	4,876	4,451	4,998	2,630	87,309

(2) 市老人クラブ連合会実施事業への助成

ア 生きがいと社会参加活動事業

老人クラブ会員が、地域の会員以外の高齢者にも参加を呼びかけて、社会奉仕活動、地域美化活動、スポーツ・レクリエーション活動を行います。

イ 友愛活動推進事業

会員一人ひとりが同じ世代の仲間を支え、地域に住む病弱な方や一人暮らし等の高齢者の見守りや話し相手を基本とした友愛活動を行っています。

令和4年度 友愛活動員数 7,193人

ウ ミニ老人クラブ設置事業

自治会・町内会レベルの地域に住んでいるおおむね60歳以上の方で構成する、生活や地域を豊かにする活動を定期的に行うことを目的とした、10人以上30人未満のグループの活動助成を行います。

エ 市老連活性化プロジェクト

老人クラブ数・会員数が減少傾向であることから、未設置地域の加入希望者が加入できるよう、広域的な地域を対象とした「広域老人クラブ」を設立・育成するなど、様々な加入促進活動等を行います。

オ 横浜シニア大学事業

めまぐるしく変化する時代に対応して、たえず新しい知識と教養を身につけ、高齢者が心豊かに人生を送ることができるように、高齢者自身の手による、高齢者のための講座を開講しています。

令和4年度 合同開講式受講者 373人 各区一般講座受講者数 449人

カ 健康づくり推進事業

地域の広場（街区公園等）を活用し、老人クラブが中心になって、ウォーキングや市民に馴染みのある体操を組み合わせ、地域における日常的な健康づくり・介護予防活動を実施。

令和4年度 シニアの祭典 入場者：約1,600人

2 敬老特別乗車証交付事業

高齢者の社会参加を支援し、もって高齢者の福祉の増進をはかるため、70歳以上の希望する方に乗車証を交付しています(所得に応じた利用者負担有り)。

乗車可能範囲は、横浜市営バス、市内の民営バス（一部路線を除きます）、市営地下鉄及び金沢シーサイドラインです。令和4年10月から、利用実績を把握するために、IC化しました。

令和4年度 交付者数 401,866人

3 在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業

国籍要件や住所要件により公的年金制度に加入できなかった期間があるため、無年金者となっている在日外国人高齢者・障害者や長期海外在住日本人高齢者の福祉の向上を図ることを目的として、福祉給付金を支給しています。

令和4年度 高齢者：月額22,000円

重度障害者：月額43,500円

中度障害者：月額31,500円

4 老人福祉センター運営事業

地域の高齢者に健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための場所と機会を提供するとともに健康相談などを行っています。

老人福祉センター利用状況

(令和4年度)

施設名	所在地	定員	延利用人数	一日平均利用人員
横浜市鶴寿荘	鶴見区馬場 4-39-1	150	37,858	110
〃 うらしま荘	神奈川区立町 20-1	150	24,937	72
〃 野毛山荘	西区老松町 26-1	150	30,834	89
〃 麦田清風荘	中区麦田町 1-26-1	150	20,102	58
〃 南寿荘	南区南太田 2-32-1	150	38,945	115
〃 蓬萊荘	港南区港南台 6-22-38	280	19,161	56
〃 狩場緑風荘	保土ヶ谷区狩場町 295-2	250	22,003	64
〃 福寿荘	旭区白根 2-33-2	250	23,434	80
〃 喜楽荘	磯子区磯子 3-1-41	150	18,967	55
〃 晴嵐かなざわ	金沢区泥亀 1-21-5	150	26,534	77
〃 菊名寿楽荘	港北区菊名 3-10-20	150	12,166	35
〃 緑ほのぼの荘	緑区十日市場町 825-1	150	26,387	76
〃 ユートピア青葉	青葉区もえぎ野 4-2	150	31,440	91
〃 つづき緑寿荘	都筑区葛が谷 2-1	250	23,298	70
〃 戸塚柏桜荘	戸塚区戸塚町 2304-5	150	27,099	79
〃 翠風荘	栄区野七里 2-21-1	250	14,989	43
〃 泉寿荘	泉区西が岡 3-11	150	35,654	103
〃 瀬谷和楽荘	瀬谷区瀬谷 3-18-1	150	30,396	88
合計		3,230	464,204	—

5 生きがい就労支援スポット運営事業

活力ある超高齢社会を築くため、高齢者の心身の状況に合わせた就労などを紹介し、社会参加を促していく相談窓口「生きがい就労支援スポット」を運営しています。

生きがい就労支援スポット利用状況

(令和4年度)

施設名	利用者数	決定者数	セミナー開催数	セミナー参加者数
金沢区生きがい就労支援スポット	403	41	12	86
港北区生きがい就労支援スポット	356	75	12	147
合計	759	116	24	233

6 高齢者保養研修施設管理運営事業

高齢者の社会参加や交流の促進を目的に、「健康づくり・保養・研修」等の機能をもつ全市施設として高齢者保養研修施設ふれーゆを運営しています。

令和4年度 利用者数 158,210人（温水プール113,196人、大浴場45,014人）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、営業時間の短縮、及び利用人数の制限を行いました。

7 高齢者優待入浴事業（高齢者を困む地域福祉事業）

福祉の風土づくりの一環として、高齢者に市内の公衆浴場を利用した優待入浴サービスを実施しています（月1回高齢者優待入浴券利用）。

令和4年度 実施公衆浴場数 52軒（R5.3月末時点）

年間利用者数 45,822人

8 シルバー健康ひろば運営事業

ゲートボールなど軽スポーツや野外レクリエーション活動を通し、高齢者の健康保持・増進や仲間とのふれあいを深めるため、地域の協力を得てこの事業を実施しています。

9 敬老月間事業

9月15日「老人の日」を中心に9月中を敬老月間と位置づけ、次の行事を実施しています。

(1) 高齢者訪問

市長・区長等による高齢者の訪問

(2) 敬老祝品贈呈

敬老の日を記念して、多年にわたり社会に貢献された高齢者の長寿をお祝いするため、敬老祝品を贈呈しています。

敬老祝品贈呈対象者数

(令和4年度)

年 齢 別	祝 品 別	贈 呈 対 象 者 数
100 歳	祝状・記念品	870
101 歳以上	祝状・記念品	1,638
合 計		2,508

(3) 施設の優待利用

老人の日を中心に横浜マリンタワー、横浜人形の家等の優待利用を実施

10 老人憩いの家運営事業

地域の高齢者に対して、教養の向上、レクリエーション等のための場を提供しています。

老人憩いの家利用状況

(令和4年度)

名 称	所在地	延利用人員
金 沢 老人憩いの家	金沢区町屋町 16-28	729
佐 江 戸 老人憩いの家	都筑区佐江戸町 2020	4,128
合 計		4,857

11 高齢者のための優待施設利用促進事業

「高齢者の社会参加促進」と「高齢者に敬意を払う社会の醸成」のために、「濱ともカード」を横浜市内在住65歳以上の高齢者に交付しています。濱とも協賛店にカードを提示すると、入場料や商品代金の割引などのサービスの提供を受けることができます。

令和4年度 濱ともカード累計交付件数 1,080,929 件

協賛店数 1,798 箇所 (R5.3月現在)

12 全国健康福祉祭（ねんりんピック）参加事業

全国健康福祉祭とは、人生の年輪を重ね、豊かな知識と経験を積んだ、はつらつとした高齢者（60歳以上。一部種目を除く）を中心に開催されるスポーツ・文化・福祉などの総合イベントです。

この大会は、高齢者を中心とする国民の健康維持・増進、社会参加、生きがいくりの促進を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与することを目的に開催されており、本市では、種目ごとの予選会を勝ち抜いた選手により選手団を結成し、大会に参加しています。

令和4年度 開催地 神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市

13 介護人材支援事業

- (1) 訪日前日本語等研修事業
日本の介護の現場で必要とされる知識について現地で研修を実施しました。
令和4年度 研修実施校数 4校
- (2) 住居借上支援事業
新たに介護職員を雇用する法人に対して、地域活動への参加を条件に住居借上費用を補助しました。
令和4年度 補助金交付対象 321人
- (3) 訪問介護等資格取得支援事業
ホームヘルパー等を目指す市民を対象に、資格取得にかかる研修費用を助成しました。
令和4年度 124人
- (4) 資格取得・就労支援事業
市内介護施設等への就労を希望する人を対象に、介護資格取得支援及び就労支援を実施しました。
令和4年度 雇用人数 61人
- (5) 介護人材就業セミナー等支援事業
介護人材の確保を目的とした市内における就業セミナー等を実施する実施主体に対して補助金を交付する事業です。
令和4年度 補助金交付対象 2団体
- (6) 介護職イメージアップ啓発事業
中・高校生向けに、福祉・介護サービス分野のイメージアップのための啓発・PRを行いました。
- (7) 日本語学校学費補助事業
海外から介護福祉士を目指して来日した留学生を受入れる法人に対して、日本語学校の授業料を補助する事業です。
令和4年度 補助金交付対象 5人
- (8) 介護福祉士専門学校補助事業
介護福祉士を目指す人を受入れる法人に対して、介護福祉士専門学校の授業料を補助しました。
令和4年度 補助金交付対象 6人
- (9) 外国人と受入介護施設等とのマッチング支援事業
現地での合同説明会の開催等により、外国人と市内介護施設等とのマッチングを支援しました。
令和4年度 マッチング支援数 58人
- (10) 中高齢者、又は外国人雇用を伴う介護ロボット等導入支援事業
中高齢者、又は外国人の雇用に応じて、介護ロボットの購入費用を補助しました。
令和4年度 補助金交付対象 13施設
- (11) 訪日後日本語等研修事業
外国人介護人材を対象に、介護の現場で必要とされる実践的な日本語研修等を実施しました。
令和4年度 受講者数 61人
- (12) 介護に関する入門的研修
介護に関心のある市民を対象に、入門的研修をオンライン形式で実施しました。
令和4年度 受講者数 102人
- (13) 外国人介護人材受入促進セミナー実施事業
新たな外国人介護人材の受入を検討する介護サービス事業所を対象に、外国人介護人材の受入に関するセミナーを実施しました。
令和4年度 参加者数 29人
- (14) 外国人介護人材受入施設担当者研修事業
外国人介護人材受入施設（受入予定施設含む）の職員を対象に、外国人介護人材の受入に関する研修を実施しました。
令和4年度 参加者数 24人

14 高齢者ホームヘルプ事業

重度の要介護者で、ひとり暮らしなどのため、介護保険の訪問介護のみでは在宅生活の継続が困難な方を対象に、保険給付に加えて身体介護や生活援助サービス（在宅生活支援ホームヘルプ）を提供しています。

令和4年度 利用者数 2人

15 外出支援サービス事業

市内に在住する要介護3～5の認定を受けたおおむね65歳以上の方で、単独でバス、タクシーなどの公共交通機関を利用しての外出が困難な在宅の方を対象に、専用車両で医療機関や福祉施設などへの送迎サービスを行っています。

令和4年度 延べ863回

16 訪問理美容サービス事業

おおむね65歳以上で要介護4又は5に認定された方などのうち、理容所・美容所に出向くことが困難な在宅の高齢者に対して、理容師・美容師による訪問理美容サービスを提供しています。

令和4年度 延べ3,853回

17 在宅高齢者虐待防止事業

在宅高齢者の虐待の防止と早期発見・早期対応のため、各区に相談窓口を設置するとともに、個別事例に対応するためのネットワークミーティング開催や弁護士相談などの支援体制を整備しています。

令和4年度 新規相談件数 1,109件

18 訪問指導事業

18歳以上の方で、生活習慣病・介護予防のための保健指導、療養生活や介護に関する相談・支援が必要な本人及びその家族などに対して家庭訪問し、生活の場における健康の保持増進に関する助言、保健・医療・福祉サービスの活用に関する相談や調整等を行います。

区別訪問指導対象者数および訪問指導実績

(令和4年度)

	鶴見	神奈川	西	中	南	港南	保土ヶ谷	旭	磯子
対象者数(人)	267	391	210	458	560	360	376	388	423
(新規数)(人)	(65)	(197)	(71)	(217)	(362)	(149)	(150)	(165)	(154)
訪問延回数(件)	519	933	362	599	657	535	634	520	423

	金沢	港北	緑	青葉	都筑	戸塚	栄	泉	瀬谷	合計
対象者数(人)	295	294	320	418	324	532	176	317	356	6,465
(新規数)(人)	(143)	(56)	(119)	(115)	(156)	(155)	(62)	(136)	(102)	(2,574)
訪問延回数(件)	380	383	478	224	626	363	199	455	454	8,744

19 中途障害者支援事業

(1) 中途障害者地域活動センター運営費等補助

脳血管疾患の後遺症などにより身体上の障害や心身機能の低下している者に対し、自立した生活ができるよう、リハビリ教室、生活訓練及び地域交流などを行う「中途障害者地域活動センター」に対して運営費等の補助を行っています。

ア 中途障害者地域活動センター数

18 か所

イ 活動日数及び延べ利用者数

令和4年度 活動センター活動回数 4,060回、延べ利用者数 44,114人

リハビリ教室実施回数 625回、延べ参加者数 2,453人

(2) 研修会・連絡会等

各区において中途障害者の支援に関する研修会や連絡会、講演会等を行い、中途障害者への理解を深めるための普及啓発を実施しています。内容は、携わるボランティアや介護支援専門員などの専門職への高次脳機能障害や失語症に関する知識を深めるためのものや、医療機関との連携を密にするための連絡会などです。このほか、中途障害者が自主的に活動しているグループへの支援も行っています。

令和4年度 連絡会 23回実施 延べ 244人参加

研修会・講演会等 20回実施 延べ 428人参加

団体別中途障害者地域活動センター活動実績（令和4年度）

区名	施設名	活動センター事業			リハビリ教室		設置年月日
		登録者数(人)	活動日数	延利用者数(人)	実施回数	延利用者数(人)	
鶴見	ふれんどーる鶴見	26	225	3,649	35	181	平成10年10月
神奈川	リワーク神奈川	24	228	2,526	34	166	平成9年1月
西	みらい工房西	18	223	1,121	36	100	平成15年10月
中	チャレンジ新生	32	226	3,000	35	121	平成12年7月
南	フレンズ南	19	225	1,931	35	200	平成7年5月
港南	ワークアップ港南	25	231	1,705	35	109	平成9年8月
保土ヶ谷	カルガモの会	25	226	2,732	34	120	平成14年4月
旭	フェニックス旭	38	227	3,305	35	100	平成12年11月
磯子	ウェーブ磯子	31	216	3,160	35	167	平成13年7月
金沢	ライブアップ金沢	25	218	1,621	36	219	平成11年7月
港北	港北根っこの会	22	234	2,570	30	90	平成7年4月

緑	緑工房	27	230	3,213	35	86	平成10年1月
青葉	青葉の風	19	225	2,178	34	133	平成14年7月
都筑	都筑むつみ会	26	224	2,332	35	90	平成10年10月
戸塚	とつかわかば	29	226	2,483	37	193	平成13年9月
栄	わ〜くくらぶ・さかえ	26	227	2,701	34	62	平成11年10月
泉	元気かい泉	25	222	2,505	35	134	平成8年10月
瀬谷	ワンステップ瀬谷	18	227	1,382	35	182	平成13年7月
合 計		455	4,060	44,114	625	2,453	

20 ねたきり高齢者等日常生活用具（紙おむつ）給付事業

在宅のねたきり高齢者や認知症の状態にある高齢者などに対して、紙おむつを給付しています。

令和4年度 給付件数（延べ月数） 55,045月

21 ねたきり高齢者等日常生活用具（あんしん電話）貸与事業

ひとり暮らしの高齢者などに対し、緊急通報装置を貸与することにより、緊急時に即応できる連絡網を整備しています。

令和4年度 新規設置台数 170台 廃止台数 209台（令和5年3月末現在 設置総数 943台）

22 高齢者食事サービス事業

ひとり暮らしの中重度要介護者（要介護2以上及び要介護1・要支援の一部）等で必要と認められた方を対象に、訪問による食事の提供と、安否確認を行うことにより、自立した在宅生活が送れるよう支援します。

令和4年度 配食数 延べ140,847食

23 高齢者等住環境整備事業

要支援以上に認定された高齢者等の身体、生活状況に合わせた住宅改造の相談や、所得状況に応じた改造費用の助成を行うことにより、高齢者等の自立した在宅生活の継続を支援し、介護者の負担軽減を図ります。

令和4年度 助成件数 24件

24 認知症支援事業、地域で支える介護者支援事業及び認知症初期集中支援推進事業

(1) 認知症高齢者保健福祉相談事業及び普及啓発推進等

認知症の人や家族を対象に、専門医、ソーシャルワーカー、保健師などによる認知症高齢者保健福祉相談や家族教室を実施するとともに、認知症の正しい理解を深めることを目的とした講演会を実施しています。

令和4年度 認知症高齢者保健福祉相談件数 213件
 家族教室 164回
 講演会 64回

- (2) 認知症サポーターキャラバン
 認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人や家族の応援者である認知症サポーターの養成を行います。また、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトを養成します。
 令和4年度 認知症サポーター養成数 17,528人
- (3) 認知症高齢者等緊急対応事業
 在宅の認知症高齢者等が、症状の急激な悪化などにより、在宅での生活が困難となった場合、緊急相談及び専門医療機関での緊急一時入院を行い、本人の安全な生活の確保及び介護者の負担軽減を図ります。
 令和4年度 緊急一時受入数 67件
- (4) 認知症高齢者地域支援事業
 区役所、警察署、消防署、医療機関、地域関係団体などから成るSOSネットワークを構築し、認知症高齢者等の発見・通報・保護の支援を行うほか、認知症高齢者等への理解と地域での支えあいの意識を醸成するため、市民に対する啓発・広報活動を実施しています。
 また、警察に保護された身元の分からない認知症高齢者等を、特別養護老人ホームなどで一時保護しています。
 令和4年度 一時保護件数 11件
- (5) 認知症疾患医療センター
 保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、行動・心理症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施しています。
 令和4年度 認知症疾患医療センター設置数 9か所
- (6) 認知症初期集中支援チーム
 認知症の人や家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を強化しています。
 令和4年度 認知症初期集中支援チーム設置数 18区

25 一般介護予防事業（地域づくり型介護予防事業）

- (1) 介護予防把握事業
 介護予防を推進する地域づくりを目的に地域診断等を行い、その結果を踏まえ介護予防に関する事業を計画・実施します。併せて、介護予防が必要（人・活動につながっていない）な高齢者を把握し、活動につなげるよう支援します。
- (2) 介護予防普及啓発事業
 介護予防に関する知識等の普及のために、講演会・イベントや健康教育等を実施します。啓発媒体等を作成し、活用します。
 （令和4年度 講演会・イベント等 実施回数468回、延べ参加人数9,036人）
- (3) 地域介護予防活動支援事業
 ア 元気づくりステーション事業
 地域の中で人とつながりながら、健康で生きがいのある活動的な生活を送ることができるよう、歩いて行ける身近な場所で自主的・継続的に介護予防に取り組むグループ活動を拓げます。活動グループの立ち上げや運営継続の支援を行います。
 令和4年度 345グループ（年間） 実施回数 7,950回 参加延べ人数 109,342人
 イ 地域介護予防活動支援事業（ア以外）
 地域全体で健康づくり・介護予防に取り組めるよう、地域で活動する介護予防活動グループの支援を行います。グループへの出前講座や運営相談、連絡会、研修会等を実施します。

令和4年度 区役所実施 実施回数 558回 延べ参加人数 6,546人

- (内訳)
- ・ボランティア育成等の研修 89回
 - ・関係団体等の連絡会 34回
 - ・地域組織活動の育成・支援 337回
 - ・その他 98回

ウ よこはまシニアボランティアポイント事業

高齢者の健康増進、介護予防や社会参加、地域貢献を通じた生きがいづくりを促進するため、介護施設等でボランティア活動を行うことによりポイントがたまり、ポイントに応じて寄附又は換金することができる制度を実施します。

令和4年度 ボランティア登録者数 24,404人 ボランティア活動者数 5,634人
受入か所数 679か所

(4) 一般介護予防事業評価事業

介護予防事業の実績及び関係データのまとめと分析を行い、事業評価します。また、外部有識者を含めた検討会を開催し、事業評価及び方向性を検討します。

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職を元気づくりステーション等の介護予防活動グループや地域ケア会議等に派遣し、技術的助言や支援を行うことで、グループ活動の充実や機能強化、さらに支援者側の支援技術の向上を図ります。

令和4年度 派遣回数 220回 延べ参加人数 2,629人

26 特別養護老人ホーム運営指導事業

特別養護老人ホームの運営指導を行っています。

令和5年3月31日現在 167施設 入所定員 17,211人

27 養護老人ホーム入所措置事業

環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の方が入所しています。

養護老人ホーム入所状況

施設名	定員	入所者数	令和4年度	
			入所者	退所者
ハマノ愛生園	88	79(79)	5	14
聖母の園	50	50(50)	7	7
白寿荘	70	67(67)	4	7
横浜市新橋ホーム	50	48(48)	8	10
野庭風の丘	120	118(117)	4	7
名瀬の森	120	118(117)	9	11
市内小計	498	480(478)	37	56
市外への措置	—	88(88)	8	9
合計	—	568(566)	45	65

※ 入所者数欄()は本市からの入所者数再掲

28 軽費老人ホーム事務費補助

自炊ができない程度の身体機能の低下などがあり、独立した生活が不安で、家族の援助を受けることが困難な60歳以上の方が入所しています。利用料のうち事務費(サービスの提供に要する費用)については本市が補助しています。

(1) 軽費老人ホーム（A型）入所状況

施設名	定員	入所者数	令和4年度	
			入所者	退所者
上白根園	50	50	5	5
ルンビニ合掌園	50	49	16	14
ベタニヤホーム	50	48	11	11
東野園	50	49	6	7
睦荘	50	50	7	7
合計	250	246	45	44

(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス）入所状況

施設名	定員	入所者数	令和4年度	
			入所者	退所者
グリーンヴィラ富士見	40	27	3	7
ケアハウスフォンス	50	49	6	5
シャローム桜山	50	49	4	4
メゾンヴェルト	16	15	2	2
ケアハウスゆうあい	138	117	38	18
フォーシーズンズヴィラそよかぜ	100	94	22	28
合計	394	364	75	64

29 民間老人ホーム及び入所者に対する法外扶助事業

法外扶助費執行状況

（※）は養護、軽費老人ホーム対象

（令和4年度）

費目	説明（対象施設）	単価（円）	対象人員	執行額（円）
職員雇用費（時間短縮加算含む）	配置基準以上の職員を雇用する経費（※）	寮母 361,100 調理 305,900	延247人	78,206,900
職員処遇改善費	職員の昇給財源（※）	—	延72月	6,115,200
養護老人ホーム 援護加算	措置費の障害者等介護加算対象者に対する処遇向上のための経費	—	延4,584人	111,063,600
管理費加算	施設の管理充実に要する経費（※）	—	延11,921人	44,769,076
事業費加算	給食費、暖房用燃料費等（養護）	月額 1,661	延8,706人	14,460,666
日常生活費	年金、収入が基準額以下の入所者に対し、日常生活費として支給する経費（養護、特別養護老人ホーム）	月額 養護10,000 特養 8,000	延1,202人	11,818,575
県所管施設への負担金	県所管施設への県単独助成額のうち市措置者分を補助	—	延782人	10,455,262

市内老人ホーム入所者の1人1か月当たりの経費 (令和4年度) (単位:円)

施設種別	内 訳	措置費※	法外扶助費	合 計
養護老人ホーム		211,024	32,960	243,984
軽費老人ホーム(A型)		120,407	18,573	138,980
ケアハウス		27,527	1,897	29,424

※ 軽費老人ホーム(A型)とケアハウスについては、事務費補助額

30 生活支援ショートステイ事業

要支援または要介護に認定されていないおおむね65歳以上の方のうち、在宅生活を継続すると本人の生命または身体に危険が生じる恐れがある方等に対して、日常生活を支援するため、養護老人ホームへ短期入所を行っています。

令和4年度実績は、350日でした。

31 特別養護老人ホームの整備事業

民間特別養護老人ホームの建設に対し助成を行い、次のとおり整備しました。

特別養護老人ホームの整備

(令和4年度)

施設名	定 員	設置主体	所在地	開所時期
ひざり園	特別養護老人ホーム 100 ショートステイ 20	(福) 信々会	港南区上永谷町 4610番地1	令和4年7月
シーサイドかなざわ	特別養護老人ホーム 100 ショートステイ 0	(福) 昂	金沢区柴町 343-5	令和4年10月
玉成苑 羽沢	特別養護老人ホーム 100 ショートステイ 0	(福) 千成会	神奈川区羽沢町 1442-1	令和5年4月
わかたけ都筑	特別養護老人ホーム 110 ショートステイ 10	(福) 若竹大寿会	都筑区川和町 19-1	令和5年4月
スマール荏田	特別養護老人ホーム 130 ショートステイ 10	(福) たつき会	都筑区荏田南町 4202	令和5年6月
プレシヤス横浜	特別養護老人ホーム 100 ショートステイ 20	(福) あすか福祉会	青葉区元石川町 4181-1	令和5年11月
けいあいの郷 山王台	特別養護老人ホーム 190 ショートステイ 10	(福) 敬愛	南区永田山王台 39-1	令和6年4月 予定

32 地域密着型サービス事業所整備及び消防用設備設置等事業

(1) 整備費補助事業

ア 小規模多機能型居宅介護事業所等整備事業

高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、365日・24時間の介護の安心を提供するため、小規模多機能型居宅介護事業所の整備を進めています。また、小規模多機能型居宅介護事業所に訪問看護の機能を組み合わせた看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備も進めています。

令和4年度は3事業所について、県の基金を活用した整備費の補助を行いました。

(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所等整備費補助事業所 (令和4年度)

事業所名	定員	設置主体	所在地
小規模多機能型居宅介護 さざんか	登録定員 29 (通い:18、泊まり:9)	(福) 秀峰会	緑区北八朔町1718-1
小規模多機能型居宅介護事 業所ダリア	登録定員 29 (通い:18、泊まり:9)	(株) アイシマ	泉区中田北2-15-7
小規模多機能型居宅介護事 業所リリィ	登録定員 29 (通い:18、泊まり:9)	(株) アイシマ	泉区岡津町3199-1

イ 認知症高齢者グループホーム

認知症の高齢者が共同生活(5~9人)を通じ、住み慣れた地域で能力に応じ自立した日常生活を継続することを支援する認知症高齢者グループホームの整備を進めています。

令和4年度は4事業所について、県の基金を活用した整備費の補助を行いました。

認知症高齢者グループホーム (令和4年度)

事業所名	定員	設置主体	所在地
花物語しみずがおか	18	(株) 日本アメリ ティライフ協会	南区清水ヶ丘97-1
グループホーム エクセ レント横濱磯子	18	(株) エクセレン トケアシステム	磯子区岡村3-2-4
グループホームみんなの家 横浜綱島	18	ALSOK介護 (株)	港北区綱島東4-9-17
グループホームこのはな富 岡東	27	(株) このはな	金沢区富岡東6-12-3

(2) 防災改修等補助事業

令和4年度は3事業所について、国の交付金等を活用した設置費の補助を行いました。

事業所名	定員	設置主体	所在地
グループホーム 朋友	18	(福) 朋友会	瀬谷区阿久和東3-55-2
グループホーム グリーンヴ イレッジ	18	(医) 恭和会	都筑区茅ヶ崎東5-8-13
高齢者グループホーム 横浜 ゆうゆう	18	(医) 活人会	都筑区勝田町651

33 地域密着型サービス事業所補助事業

小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備を支援することを目的に、県の基金を活用して、開設準備に係る経費を助成しています。

令和4年度は14事業所に補助金を交付しました。

- ・小規模多機能型居宅介護事業所 4事業所
- ・認知症高齢者グループホーム 7事業所
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 0事業所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 3事業所

34 介護保険事業所等指導監査

介護保険の居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者を対象に、集団指導及び運営指導により、サービスの質の確保、向上やサービスの適正化を図ると共に、給付適正化システムのデータや苦情や内部告発などの情報提供をもとに、不正や不適正な事案に対して監査を実施しています。

令和4年度 運営指導実施事業所数 879事業所
監査実施事業所数 3事業所

11 介護保険事業

介護保険制度は、老後の最大の不安要因ともなっている介護問題に対応するため、高齢者が介護を要する状態になっても、自立した日常生活を送ることができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月から実施されました。給付と負担の関係を明確にするため社会保険方式を採用しており、財源は保険料と公費それぞれ半々で賄われています。

横浜市は、保険者として、被保険者の資格管理、保険料の徴収、要介護認定及び保険給付等を行うとともに、横浜市介護保険事業計画に基づいて、介護サービスの基盤整備を進めています。

1 被保険者

(令和5年3月31日現在)

	第1号被保険者 (65歳以上の方)	第2号被保険者 (40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方)
被保険者数	約93万人	約135万人

2 要介護認定

介護保険サービスを利用するためには、区役所に申請し、要介護認定を受ける必要があります。区役所では、申請に基づき認定調査を行うとともに、主治医意見書の提出を受け、保健・医療・福祉の専門家からなる介護認定審査会の合議体（審査部会）の審査判定に基づいて認定を行います。認定は、介護の必要度から要支援1・2、要介護1～5に区分されます。

第1号被保険者は、原因を問わず認定を経て、要介護と認定された方は介護サービス、要支援と認定された方は介護予防サービスが受けられますが、第2号被保険者は脳血管疾患や初老期認知症など加齢に起因する16種類の特定疾病に該当した場合に限り、認定を経て介護（介護予防）サービスが受けられます。

また、認定結果が非該当（自立）となった方は、介護保険のサービスは利用できませんが、横浜市が実施する介護予防のためのサービス等が受けられる場合があります。

(1) 介護認定審査会

ア 合議体数 137

イ 委員数 条例定数 990人以内 (令和5年4月1日現在 754人)

(2) 要介護認定の状況

ア 申請件数

(令和4年4月～令和5年3月)

	申請件数	うち新規申請
要介護認定	176,325件	61,678件

イ 要介護認定者数

① 介護度別内訳

(令和5年3月31日現在) (単位：人)

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
23,202	29,338	29,624	37,396	25,026	23,331	15,516	183,433

② 区別認定者数

(令和5年3月31日現在) (単位：人)

鶴見	神奈川	西	中	南	港南	保土ヶ谷	旭	磯子
12,413	10,750	4,057	7,606	11,201	12,146	10,975	14,877	8,974
金沢	港北	緑	青葉	都筑	戸塚	栄	泉	瀬谷
10,913	13,622	8,253	12,644	7,531	14,061	7,099	8,726	7,585

3 介護予防・日常生活支援総合事業

横浜市では「要介護状態の予防と自立に向けた支援」「多様で柔軟な生活支援のある地域づくり」を基本的な考え方として、平成28年1月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施しています。

介護保険の要支援認定を受けた方及び「基本チェックリスト」を実施し「事業対象者」と判断された方へ介護予防・生活支援サービス事業を提供しています。

また、従来の介護予防事業を総合事業の一般介護予防事業として実施しています。

4 居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画の作成

在宅サービスを利用する場合、本人の心身の状態や希望等に応じた適切なサービスが受けられるよう、要介護認定者には居宅介護支援事業者が居宅サービス計画を、要支援認定者及び事業対象者には地域包括支援センター等が介護予防サービス・支援計画を作成します。

5 保険給付及び介護予防・生活支援サービス事業

(1) サービスの種類

介護給付サービス (要介護1～5の方)	居宅サービス	①訪問介護、②訪問入浴介護、③訪問看護、④訪問リハビリテーション ⑤居宅療養管理指導、⑥通所介護、⑦通所リハビリテーション ⑧短期入所生活介護、⑨短期入所療養介護、⑩特定施設入居者生活介護 ⑪福祉用具貸与、⑫特定福祉用具販売、⑬住宅改修
	地域密着型サービス	①夜間対応型訪問介護、②認知症対応型通所介護、 ③小規模多機能型居宅介護、④認知症対応型共同生活介護、 ⑤地域密着型特定施設入居者生活介護、 ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、 ⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護、⑧看護小規模多機能型居宅介護 ⑨地域密着型通所介護
	施設サービス	①介護老人福祉施設、②介護老人保健施設、③介護療養型医療施設 ④介護医療院
	居宅介護支援	
予防給付サービス (要支援1・2の方)	介護予防サービス	①介護予防訪問入浴介護、②介護予防訪問看護 ③介護予防訪問リハビリテーション、④介護予防居宅療養管理指導 ⑤介護予防通所リハビリテーション ⑥介護予防短期入所生活介護、⑦介護予防短期入所療養介護 ⑧介護予防特定施設入居者生活介護、⑨介護予防福祉用具貸与 ⑩特定介護予防福祉用具販売、⑪介護予防住宅改修
	地域密着型介護予防サービス	①介護予防認知症対応型通所介護、②介護予防小規模多機能型居宅介護 ③介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援2の方に限ります）
	介護予防支援	
介護予防・生活支援サービス事業 (要支援1・2、事業対象者の方)	①横浜市訪問介護相当サービス ②横浜市訪問型生活援助サービス ③横浜市訪問型支援（横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業） ④横浜市訪問型短期予防サービス ⑤横浜市通所介護相当サービス ⑥横浜市通所型支援（横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業） ⑦横浜市配食支援（横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業） ⑧横浜市見守り支援（横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業） ⑨横浜市介護予防ケアマネジメント	

※（介護予防）福祉用具貸与では、要介護1～3、要支援1・2の方は利用できない品目があります。

(2) 居宅サービスの利用限度

要介護度に応じた利用限度額が設定されています。限度額を超えてサービスを利用するときには全額自己負担になります。

要介護度	介護予防サービス・居宅サービス 地域密着型サービス（※1）の 利用限度単位数	（介護予防） 特定福祉用具購入費 の支給限度基準額	（介護予防） 住宅改修費 の支給限度基準額
事業対象者	5,032 単位/月	-	-
要支援1	5,032 単位/月	4月から翌年の 3月までの1年間で 10万円 （給付は支給限度基準 額の9割、8割又は7割）	現住居につき 20万円 （給付は支給限度基準 額の9割、8割又は7割）
要支援2	10,531 単位/月		
要介護1	16,765 単位/月		
要介護2	19,705 単位/月		
要介護3	27,048 単位/月		
要介護4	30,938 単位/月		
要介護5	36,217 単位/月		

※1 ただし、（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護等については、利用限度額は適用されません。また、（介護予防）居宅療養管理指導は利用限度額の対象外です。

(3) 施設サービスの費用

施設類型ごとに、要介護度に応じた介護費用が設定されています。

(4) 保険給付費の状況 (令和4年度決算) (単位：千円)

区 分	給付費支払額
在宅介護サービス費	138,931,293
地域密着型介護サービス費	45,518,630
施設介護サービス費	84,305,831
特定入所者介護サービス費	4,596,854
高額介護サービス費等	9,958,286
計	283,310,894

※ 保険給付費は、過年度納付保険料償還金を除きます。

(5) 保険給付費の財源内訳

介護保険給付費（令和4年度決算） 283,311百万円（保険料償還金を除く）

財源内訳

(単位：百万円)

国	県	第2号保険料 (27%)	第1号保険料 (25%)
〔 居宅 20% 〕 〔 施設 15% 〕 50,789	〔 居宅12.5% 〕 〔 施設17.5% 〕 41,222	76,440	64,949
調整交付金 (3%) 10,503	市 (12.5%) 35,389		
災害補助金 1			低所得者保険料軽減 (国1/2・県1/4・市1/4) 4,017

※ 百万円未満四捨五入により、総額と合わない場合があります。

6 利用者の負担

(1) サービスを利用した場合の自己負担

保険対象である介護サービス費用の1割、2割又は3割額が利用者負担です。

利用者負担（介護予防・生活支援サービス事業の一部、施設サービスなどの食費・部屋代等、福祉用具購入費、住宅改修費を除く）が高額になる場合は上限額を超えた分が高額介護サービス費として払い戻されます。このほか、各医療保険と介護保険の自己負担の1年間の合計額が一定の上限を超えた場合に、申請により上限額を超えた分が支給される高額医療・高額介護合算制度があります。

また、施設利用時の食費・部屋代の負担については、所得の低い方を対象として、所得に応じた負担限度額を設け、自己負担を軽減する制度があります。

食費・部屋代の負担限度額（日額）

段階	対象者	負担限度額						
		部屋代				食費		
		多床室	従来型個室		ユニット型個室的多床室	ユニット型個室	施設入所	短期入所
(特養)	(老健・療養等)							
第1段階	・ 市民税非課税世帯 ^(※1) で老齢福祉年金を受給されていて本人の預貯金等 ^(※2) の合計額1,000万円（配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が2,000万円）以下の方 ・ 生活保護等を受給されている方	0	320	490	490	820	300	300
第2段階	市民税非課税世帯で、本人の「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額 ^(※3) 」の合計が年間80万円以下で、本人の預貯金等の合計額が650万円（配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,650万円）以下の方	370	420	490	490	820	390	600
第3段階①	市民税非課税世帯で、本人の「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額 ^(※3) 」の合計が年間80万円超120万円以下で、本人の預貯金等の合計額が550万円（配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,550万円）以下の方	370	820	1,310	1,310	1,310	650	1,000
第3段階②	市民税非課税世帯で、本人の「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額」の合計が年間120万円超で、本人の預貯金等の合計額が500万円（配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,500万円）以下の方	370	820	1,310	1,310	1,310	1,360	1,300
第4段階	上記以外の方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4段階には負担限度額が設けられていません。 ・ 食費や部屋代は施設との契約によって決まります。 						

※1 世帯…本人が属する住民基本台帳上の世帯（配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者を含みます。）

※2 預貯金等…第2号被保険者は段階に関わらず1,000万円（配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が2,000万円）以下

※3 その他の合計所得金額…合計所得金額は税法上の合計所得金額から公的年金等控除額等の見直しによる影響を考慮し、さらに土地や建物の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額を差し引いた金額（マイナスの場合は、0とみなします）。その他の合計所得金額は、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を差し引いた金額（マイナスの場合は、0とみなします）。

高額介護サービス費の上限額

所得区分	上限額(月額) ※1
現役並み所得者Ⅲ (市民税課税世帯で課税所得が 690 万円以上) に相当する方がいる世帯の方	140,100円 (世帯)
現役並み所得者Ⅱ (市民税課税世帯で課税所得が 380 万円以上 690 万円未満) に相当する方がいる世帯の方	93,000円 (世帯)
現役並み所得者Ⅰ (市民税課税世帯で課税所得が 380 万円未満) に相当する方がいる世帯の方	44,400円 (世帯)
世帯内のどなたかが市民税を課税されている方	44,400円 (世帯)
世帯の全員が市民税を課税されていない方	24,600円 (世帯)
・ 高齢福祉年金を受給している方 ・ 前年の「公的年金等収入額」と「合計所得金額」の合計が年間 80 万円以下の方	24,600円 (世帯) 15,000円 (個人)
生活保護等を受給されている方	15,000円 (個人)

※1 「世帯」とは、住民基本台帳の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

(2) 横浜市介護サービス自己負担助成 (本市独自制度)

低所得者に対して、在宅サービス等の利用者負担の一部を助成します。

ア 在宅サービス助成

(ア) 対象の要件

横浜市の被保険者 (要介護・要支援認定を受けている方又は事業対象者の方) で、市民税非課税世帯のうち、次のいずれかの要件に該当する者

- ① 生活保護受給者を除く介護保険料第1段階で表1の「資産基準」に該当すること
- ② 表1の「資産基準」及び表2の「収入基準」の両方を満たしていること

(イ) 助成内容

利用料について、本来10%のところ5%負担に軽減 (上記①の場合は3%負担)
なお、軽減後の負担額が更に一定額を超えた場合は、その額も助成します。

(ウ) 対象となるサービス

表3参照

イ グループホーム助成

(ア) 対象の要件

横浜市の被保険者 (要介護認定又は要支援認定を受けている方) で、市民税非課税世帯のうち、次の全ての項目に該当する者

- ① 生活保護受給者を除く介護保険料第1段階で表1の「資産基準」に該当していること又は、表1の「資産基準」及び表2の「収入基準」の両方を満たしていること
- ② 税法上の被扶養者でないこと
- ③ 3か月以上、横浜市内に居住していること

(イ) 助成内容

- ① 利用料助成: 本来10%のところ5%負担に軽減

なお、軽減後の負担額が更に一定額を超えた場合は、その額も助成します。

- ② 居住費助成: 家賃・食費・光熱水費部分について、月額 29,800 円を上限に助成します (平成 30 年 8 月利用分から月額 55,000 円に上限を変更)。

(ウ) 対象となるサービス

表3参照

ウ 施設居住費助成（ユニット型個室）

(ア) 対象の要件

横浜市の被保険者（要介護認定又は要支援認定を受けている方）で、市民税非課税世帯のうち、次のすべての項目に該当する者

- ① 部屋代・食費の負担限度額認定制度において、利用者負担段階第1、2段階のいずれかの認定を受けていること
- ② 表1の「資産基準」及び表2の「収入基準」の両方を満たしていること
- ③ 税法上の被扶養者でないこと

(イ) 助成内容

対象となるサービスを利用した場合に、ユニット型個室の居住費について、日額165円を助成（月額4,950円 ※30日利用した場合の例）

(ウ) 対象となるサービス

表3参照

表1 資産基準<次の(ア)、(イ)両方を満たしている必要があります>

(ア) 世帯全員の現金、預金、有価証券等の額が、

単身世帯	350万円以下
複数人世帯	350万円に当該被保険者以外の世帯員1人につき100万円を加えた額以下

(イ) 居住用不動産（土地（200㎡以下）及び家屋）以外の不動産を所有しないこと

表2 収入基準<市民税非課税世帯で次の基準に該当する方>

単身世帯	150万円以下
複数人世帯	150万円に、当該被保険者以外の世帯員1人につき50万円を加えた額以下

※施設居住費助成において、利用者負担段階が第1、2段階に該当するときは、収入基準額が単身世帯で50万円以下、2人以上の世帯で50万円に当該被保険者以外の世帯員1人につき、50万円を加えた額以下であること。

表3 助成対象となるサービス

サービス名	助成対象	在宅サービス 助成	グループホーム 助成	施設居住費助成 (ユニット型個室)
訪問介護		○		
(介護予防) 訪問入浴介護		○		
(介護予防) 訪問看護		○		
(介護予防) 訪問リハビリテーション		○		
通所介護		○		
(介護予防) 通所リハビリテーション		○		
地域密着型通所介護		○		
(介護予防) 短期入所生活介護		○		○
(介護予防) 短期入所療養介護		○		○
(介護予防) 福祉用具貸与		○		
特定施設入居者生活介護 ※短期利用		○		
夜間対応型訪問介護		○		
(介護予防) 認知症対応型通所介護		○		
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護		○		

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○		
看護小規模多機能型居宅介護	○		
地域密着型特定施設入居者生活介護 ※短期利用	○		
(介護予防)認知症対応型共同生活介護 ※短期利用	○		
(介護予防)認知症対応型共同生活介護 ※短期利用以外		○	
第1号訪問事業 ※指定事業者によるものに限る	○		
第1号通所事業 ※指定事業者によるものに限る	○		
介護老人福祉施設			○
介護老人保健施設			○
介護療養型医療施設			○
介護医療院			○
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			○

7 保険料

(1) 第1号被保険者(65歳以上)の保険料

第1号被保険者の保険料は、介護保険サービスの給付額の見込みに応じて3年ごとに見直すことになっています。

第1号被保険者の保険料は、個人ごとに、本人及び住民票上の世帯(※1)の課税状況、本人の前年中の合計所得金額(※2)等に基づいた段階別の保険料となっています。

横浜市では、国が標準とする9段階方式を本市独自に細分化して16段階方式とし、所得の低い方の保険料を軽減しています。

高齢基礎年金・退職年金、障害年金、遺族年金が年額18万円以上の人は年金から天引きとなり、それ以外の人は口座振替等により、個別に保険料を納めます。

ア 段階別保険料

(令和4年度) (単位:円)

保険料段階	対 象 者		基準額×割合	保険料額 ()は月額	
第1段階	・生活保護または中国残留邦人等支援給付受給者 ・市民税非課税世帯かつ高齢福祉年金受給者		基準額×0.25	19,500 (1,625)	
第2段階	本人が 市民税 非課税	同じ世帯に いる方全員 が市民税非 課税	本人の「公的年金等収入額(※3)」と 「その他の合計所得金額(※4)」の合計 が年間80万円以下の方	基準額×0.25	19,500 (1,625)
第3段階			本人の「公的年金等収入額」と「その他の 合計所得金額」の合計が年間120万円以下 の方で、かつ第2段階に属さない方	基準額×0.35	27,300 (2,275)
第4段階			上記以外の方	基準額×0.60	46,800 (3,900)
第5段階		同じ世帯に 市民税課税 者がいる方	本人の「公的年金等収入額」と「その他の 合計所得金額」の合計が年間80万円以下 の方	基準額×0.90	70,200 (5,850)

第6段階 〈基準額〉		上記以外の方	基準額×1.00	78,000 (6,500)
第7段階	本人が 市民税 課税	本人の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.07	83,460 (6,955)
第8段階		本人の合計所得金額が120万円以上160万円未満の方	基準額×1.10	85,800 (7,150)
第9段階		本人の合計所得金額が160万円以上250万円未満の方	基準額×1.27	99,060 (8,255)
第10段階		本人の合計所得金額が250万円以上350万円未満の方	基準額×1.55	120,900 (10,075)
第11段階		本人の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	基準額×1.69	131,820 (10,985)
第12段階		本人の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	基準額×1.96	152,880 (12,740)
第13段階		本人の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.28	177,840 (14,820)
第14段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	基準額×2.60	202,800 (16,900)
第15段階		本人の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	基準額×2.80	218,400 (18,200)
第16段階		本人の合計所得金額が2,000万円以上	基準額×3.00	234,000 (19,500)

* 保険料上段は年額、下段（ ）は月額相当

- ※1 世帯とは、原則として4月1日現在での住民票上の世帯をいいます。ただし、4月2日以降に市外から転入された場合や年度途中で65歳（第1号被保険者）になられた場合、その年度はそれぞれ、転入日、誕生日の前日の世帯を基準とします。
- ※2 合計所得金額とは、税法上の合計所得金額（前年の収入金額から必要経費等に相当する額を差し引いた金額で、税法上の各種所得控除や上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除などは行う前の金額）から、公的年金等控除額等の見直しによる影響を考慮し、さらに土地や建物の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額を差し引いた金額をいいます。なお、マイナスの場合は、0円として計算します。
- ※3 公的年金等収入額とは、税法上の課税対象となる公的年金等（国民年金、厚生年金など）の収入をいい、非課税となる年金（障害年金・遺族年金など）は含まれません。
- ※4 その他の合計所得金額とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得（公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額）を差し引いた金額をいいます。なお、マイナスの場合は、0円として計算します。

イ 保険料賦課・収納状況

（令和4年度）（単位：円）

区分	調定額	収納額	収納率	対象被保険者数	構成比
特別徴収	62,622,314,880	62,622,314,880	100.0%	839,230人	89.76%
普通徴収	7,882,727,140	7,551,903,334	95.80%	95,675人	10.24%
現年度分	70,505,042,020	70,174,218,214	99.53%	934,905人	100.0%
滞納繰越分	616,620,914	153,889,577	24.96%		
計	71,121,662,934	70,328,107,791	98.88%		

(2) 第2号被保険者（40歳から64歳まで）の保険料

第2号被保険者の保険料は、各医療保険者が、算出します。

第2号被保険者の介護分保険料は、加入している医療保険料と一括して徴収され社会保険診療報酬支払基金を通じ、全国の市町村に定率で交付されます。

8 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

高齢者に関する各種の保健福祉事業や、平成12年度から始まった介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標等を定めたものです。計画に基づき各事業を実施し、3年ごとに見直しを行っています。令和4年度は第8期計画の2年目にあたります。

(1) 介護保険サービスの実施状況

サービスの種類			令和4年度実績	
在宅サービス	訪問介護	回/年	7,546,762	
	訪問介護相当サービス等	人/年	130,729	
	訪問入浴介護	回/年	166,610	
		介護予防	人/年	123
	訪問看護	回/年	3,220,904	
		介護予防	人/年	43,020
	訪問リハビリテーション	回/年	362,011	
		介護予防	人/年	5,655
	居宅療養管理指導	人/年	474,751	
		介護予防	人/年	35,226
	通所介護	回/年	2,440,952	
	通所介護相当サービス	人/年	179,237	
	通所リハビリテーション	回/年	733,921	
		介護予防	人/年	21,502
	短期入所生活介護	日/年	725,244	
		介護予防	人/年	1,330
	短期入所療養介護	日/年	101,276	
		介護予防	人/年	166
	特定施設入所者生活介護	人/年	141,989	
		介護予防	人/年	14,977
	福祉用具貸与	人/年	769,608	
		介護予防	人/年	156,546
	特定福祉用具購入	件/年	12,776	
		介護予防	件/年	3,161
住宅改修	件/年	10,702		
	介護予防	件/年	4,194	
居宅介護支援	人/年	867,290		
介護予防支援	人/年	198,294		
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/年	9,893	
	夜間対応型訪問介護	人/年	18,310	
	地域密着型通所介護	人/年	176,485	
	認知症対応型通所介護	人/年	24,026	
		介護予防	人/年	56
	小規模多機能型居宅介護	人/年	30,974	
		介護予防	人/年	2,204
	認知症対応型共同生活介護	人/年	68,390	
		介護予防	人/年	159
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人/年	145	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/年	1,243	
	看護小規模多機能型居宅介護	人/年	5,098	
施設サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	人/年	187,940	
	介護老人保健施設	人/年	97,523	
	介護療養型医療施設	人/年	1,742	
	介護医療院	人/年	2,443	

※ 介護予防・地域支援事業移行に関する数値については、各サービスの内数に含めない数値（外数値）による。

(2) 地域支援事業等の実施状況

事業等の種類			令和4年度実績	
一般介護予防事業	地域づくり型介護予防事業	介護予防普及啓発事業（イベント、講演会、健康教育等）	延べ人数	9,036
		地域介護予防活動支援事業（関係団体間の連絡会、人材育成のための研修会等）	回数	558
		元気づくりステーション事業	延べ人数	109,342
	よこはまシニアボランティアポイント事業	登録者数	24,404	
			活動者数	5,634
地域包括支援センター			か所数	143
地域ケア会議			実施回数	342
市民の意思決定支援事業（エンディングノート等普及啓発）			講座開催回数	292
認知症総合支援事業（認知症初期集中支援チーム設置区数）			設置区数	18
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置数		第1層(人)	18
			第2層(人)	146
	住民主体の地域の活動把握数（うち、交流・居場所の数）		か所数	8,771 (8,060)
	協議体開催数		実施回数	682
その他事業	高齢者日常生活用具給付（紙おむつ）		延べ月数	55,045
	高齢者食事サービス事業		延べ食数	140,847

※ 地域包括支援センターは、地域ケアプラザ及び一部の特別養護老人ホームに設置。

(3) 介護保険施設等の整備状況

施設の種類		令和4年度実績
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）※	年度末しゅん工数(人)	17,555
介護老人保健施設	年度末しゅん工数(人)	9,571
介護医療院/介護療養型医療施設	年度末しゅん工数(人)	272
認知症高齢者グループホーム	年度末しゅん工数(人)	6,011
特定施設（有料老人ホーム等）	年度末しゅん工数(人)	15,933

※ 地域密着型を含む。